

対象施設	対象世帯	無償となる利用料の上限額	対象月	必要書類	提出先及び提出締切日	支給月
認可外保育施設等 (認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等)	・3歳児クラスから5歳児クラスまでの全世帯	月額37,000円	令和6年4月から令和6年9月まで	1. 施設等利用給付請求書（償還払い用） （第2号様式） ⇒保護者が作成 2. 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書 ⇒施設が発行	令和6年10月7日（月曜日）必着 利用者が区に郵送または窓口へ提出	令和6年11月末ごろ
	・0歳児クラスから2歳児クラスまでの 住民税非課税世帯	月額42,000円				

★請求関係書類の提出について★

- ・必ず「子育てのための施設等利用給付認定」を受けた上で、請求関係書類をご提出ください。
- ・「子育てのための施設等利用給付認定」の有効期間が終了している場合、有効期間外については給付を受けることができませんのでご注意ください。
- ・施設での書類の取りまとめは行いませんので、保護者の方が必要書類をご準備いただき区に郵送または窓口にご提出ください。

★その他★

- ・子育てのための施設等利用給付（施設等利用費）を受ける権利の時効は**2年**となっています。**2年が経過した後に請求しても給付を受けることはできませんのでご注意ください。**
- ・郵送の場合は提出期限必着となりますので、余裕を持ってご投函ください。また、郵送事故などによる書類の紛失を防ぐため、特定記録郵便などをご利用ください。なお、郵送事故に関しての責任は負いかねます。
- ・窓口の受付時間は午前8時30分から午後5時まで（土日・祝日・年末年始を除く。）です。